

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">簡易通知型包括保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00049 沿革 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和4年6月17日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">簡易通知型包括保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00049 沿革 (略)</p>	
<p>(少額バイヤーに係る実績)</p> <p>第3条 保険契約者は、約款第3条第3号の条件の選択を希望する場合、原則として保険契約の対象となる全ての輸出契約等の相手方について、保険契約締結予定日又は更改日の原則として17月前から1年間の取引実績額を証する書類を提出するものとし、日本貿易保険が承認をしたときには、当該取引実績額が証券記載の金額以下である全ての輸出契約等の相手方に係る輸出契約等について保険契約の対象から除外することができる。</p> <p>2 前項の証券記載の金額は、1億円以下とする。</p> <p>3 保険契約者は、保険年度中において、第1項の規定により除外した輸出契約等の相手方に係る取引実績額が証券記載の金額を超えることとなった場合、当該輸出契約等の相手方を登録し、取引実績額が証券記載の金額を超えた月の翌月の1日以降に締結する輸出契約等について保険関係を成立させなければならない。</p> <p>4 前項の規定は、保険年度中において、保険契約者が新たに保険契約の対象となる輸出契約等の相手方を追加する場合に準用する。</p>	<p>(少額バイヤーにかかる実績)</p> <p>第3条 保険契約者は、約款第3条第3号の条件の選択を希望する場合、原則として保険契約の対象となる全ての輸出契約等の相手方について、保険契約締結予定日又は更改日の原則として17月前から1年間の取引実績額を証する書類を提出するものとし、日本貿易保険が承認をしたときには、当該取引実績額が証券記載の金額以下である全ての輸出契約等の相手方に係る輸出契約等について保険契約の対象から除外することができる。</p> <p>2 前項の証券記載の金額は、1億円以下とする。</p> <p>3 保険契約者は、保険年度中において、第1項の規定により除外した輸出契約等の相手方にかかる取引実績額が証券記載の金額を超えることとなった場合、当該輸出契約等の相手方を登録し、取引実績額が証券記載の金額を超えた月の翌月の1日以降に締結する輸出契約等について保険関係を成立させなければならない。</p> <p>4 前項の規定は、保険年度中において、保険契約者が新たに保険契約の対象となる輸出契約等の相手方を追加する場合に準用する。</p>	

<p>(保険金支払限度額の設定)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に定める付保実績額は、次の各号に定める輸出実績額を基礎として、輸出実績額に100分の90を乗じた額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>既</u>に約款第5条第1項の規定により登録されている輸出契約等の相手方について保険金支払限度額の設定をする場合(次条第3項により船積後保険金支払限度額を増額設定する場合を含む。)には、保険契約の更改日(本号においては、当該更改時に船積後保険金支払限度額を設定した場合であって、保険年度中に次条第3項に基づき船積後保険金支払限度額を増額設定する場合を含む。また、保険年度中に船積後保険金支払限度額を設定する場合にあつては、船積後保険金支払限度額の設定の申請を行った日の翌月の1日とする。)の17月前からの1年間に保険関係が成立した輸出契約等に係る保険価額(約款第12条第12号又は第14号のいずれかに該当する事由をてん補する保険契約における約款第11条第2号のてん補危険に係る保険価額とし、I L Cにより決済された場合はその2分の1の額とする。)の合計額を輸出実績額とする。</p> <p>三 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(保険金支払限度額の設定)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に定める付保実績額は、次の各号に定める輸出実績額を基礎として、輸出実績額に100分の90を乗じた額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>すで</u>に約款第5条第1項の規定により登録されている輸出契約等の相手方について保険金支払限度額の設定をする場合(次条第3項により船積後保険金支払限度額を増額設定する場合を含む。)には、保険契約の更改日(本号においては、当該更改時に船積後保険金支払限度額を設定した場合であって、保険年度中に次条第3項に基づき船積後保険金支払限度額を増額設定する場合を含む。また、保険年度中に船積後保険金支払限度額を設定する場合にあつては、船積後保険金支払限度額の設定の申請を行った日の翌月の1日とする。)の17月前からの1年間に保険関係が成立した輸出契約等に係る保険価額(約款第12条第12号又は第14号のいずれかに該当する事由をてん補する保険契約における約款第11条第2号のてん補危険に係る保険価額とし、I L Cにより決済された場合はその2分の1の額とする。)の合計額を輸出実績額とする。</p> <p>三 (略)</p> <p>4 (略)</p>	
<p>(保険料)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 約款第32条第3項に規定する保険料返還は、保険契約更改日後<u>又</u></p>	<p>(保険料)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 約款第32条第3項に規定する保険料返還は、保険契約更改日後<u>ま</u></p>	

<p>は保険契約終了日後にまとめて行うこととする。</p>	<p><u>た</u>は保険契約終了日後にまとめて行うこととする。</p>	
<p>(増加費用保険の取扱い)</p> <p>第21条 約款第11条第3号に規定する「航海<u>又は航路</u>に変更があったこと」とは、出発<u>地</u>及び到着<u>地</u>の一方又は双方に変更があった場合 <u>並びに出発地及び到着地に変更がなく途中の地点に変更があった場合(船積期日の延期及び到着地までの輸送に当初予定していた以上の日数を要した場合を含む。)</u>をいう。</p> <p>2 約款第11条第3号に規定する「<u>輸送費用</u>」とは、<u>輸送に係る不可欠な費用であって、以下のいずれかをいう。</u></p> <p><u>一 運賃(他の船舶への積み替え費用を含む。)</u></p> <p><u>二 保険料</u></p> <p><u>三 輸出貨物等の保管に要する費用</u></p> <p><u>四 船舶の停泊料</u></p> <p><u>五 輸送に係る契約の解除に伴う賠償金又は違約金</u></p> <p>3 子会社等(海外商社の与信管理について(平成29年4月1日 17-制度-00075。以下「与信管理規程」という。)第9条第2項各号のいずれかに該当する海外商社をいう。)を相手方とする輸出契約等であって、当該輸出貨物等の船積時までに当該輸出貨物等の最終需要者が確定している場合においては、約款第11条第3号における「<u>輸送費用</u>」の増加額を被保険者が新たに負担することとなったこと」とは、輸出契約等に関し航海又は航路の変更によって生じた<u>輸送費用</u>の増加額の負担について当該子会社等と当該最終需要者との間で十分協議が行われた後、当該子会社等の要求により当該輸出契約等の輸出者等が負担することとなった場合とする。</p>	<p>(増加費用保険の取扱い)</p> <p>第21条 約款第11条第3号に規定する「航海に変更があったこと」とは、出発<u>港</u>及び到着<u>港</u>の一方又は双方に変更があった場合 <u>をいい、 「航路に変更があったこと」とは、出発港及び到着港に変更がなく途中の航行地点に変更があった場合をいう。</u></p> <p>2 約款第11条第3号に規定する「<u>運賃</u>」とは、<u>海上の運賃及び仕向国又は経由国における陸上の運賃をいい、海上の運賃には、滞船料及び他の船舶への積み替え費用を含むものとする。</u></p> <p>3 約款第11条第3号に規定する「<u>保険料</u>」とは、<u>海上運送に係る保険料及び仕向国又は経由国における陸上運送に係る保険料をいう。</u></p> <p>4 子会社等(海外商社の与信管理について(平成29年4月1日 17-制度-00075。以下「与信管理規程」という。)第9条第2項各号のいずれかに該当する海外商社をいう。)を相手方とする輸出契約等であって、当該輸出貨物等の船積時までに当該輸出貨物等の最終需要者が確定している場合においては、約款第11条第3号における「<u>運賃又は保険料</u>」の増加額を被保険者が新たに負担することとなったこと」とは、輸出契約等に関し航海又は航路の変更によって生じた<u>運賃又は保険料</u>の増加額の負担について当該子会社等と当該最終需要者との間で十分協議が行<u>な</u>われた後、当該子会社等の要求により当該輸出契約等の輸出者等が負担することとなった場合とする。</p>	

<p>(ストックセールスの取扱い)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 保険契約者が、ストックセールスに係る輸出契約を簡易通知型包括保険の対象に含めて保険契約を締結若しくは更改することを希望する場合又は保険年度中に約款第5条によりストックセールスに係る輸出契約の相手方若しくは当該輸出契約の相手方向けの取引について仕向国を新たに追加して登録することを希望する場合若しくは約款第5条第1項の規定により既に登録されている輸出契約の相手方について契約形態をストックセールスに係る輸出契約に変更することを希望する場合、別紙様式簡易通知型包括保険ストックセールス取引内容申告書(以下「申告書」という。)を日本貿易保険に提出するものとする。保険契約者は、手続細則第1条第1項及び第2項、第3条第1項から第4項まで並びに第4条に規定する期限内に別紙様式に申告書を添えて提出するものとする。ただし、保険年度中に約款第5条第1項の規定により既に登録されている輸出契約の相手方について契約形態をストックセールスに係る輸出契約に変更することを希望する場合であって、手続細則第3条第4項に基づく支払限度額の増額を行わないときは、輸出契約締結日の属する月の1日の30日前までに申告書を日本貿易保険に提出するものとする。</p> <p>3 前項に基づき、ストックセールスに係る輸出契約を簡易通知型包括保険の対象に含めて保険契約を締結若しくは更改する場合又は保険年度中に約款第5条によりストックセールスに係る輸出契約の相</p>	<p>(ストックセールスの取扱い)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 保険契約者が、ストックセールスに係る輸出契約を簡易通知型包括保険の対象に含めて保険契約を締結若しくは更改することを希望する場合又は保険年度中に約款第5条によりストックセールスに係る輸出契約の相手方若しくは当該輸出契約の相手方向けの取引について仕向国を新たに追加して登録することを希望する場合若しくは約款第5条第1項の規定によりすでに登録されている輸出契約の相手方について契約形態をストックセールスに係る輸出契約に変更することを希望する場合、別紙様式簡易通知型包括保険ストックセールス取引内容申告書(以下「申告書」という。)を日本貿易保険に提出するものとする。保険契約者は、手続細則第1条第1項及び第2項、第3条第1項から第4項まで並びに第4条に規定する期限内に別紙様式に申告書を添えて提出するものとする。ただし、保険年度中に約款第5条第1項の規定によりすでに登録されている輸出契約の相手方について契約形態をストックセールスに係る輸出契約に変更することを希望する場合であって、手続細則第3条第4項に基づく支払限度額の増額を行わないときは、輸出契約締結日の属する月の1日の30日前までに申告書を日本貿易保険に提出するものとする。</p> <p>3 前項に基づき、ストックセールスに係る輸出契約を簡易通知型包括保険の対象に含めて保険契約を締結若しくは更改する場合又は保険年度中に約款第5条によりストックセールスに係る輸出契約の相</p>	
--	--	--

<p>手方若しくは当該輸出契約の相手方向けの取引について仕向国を新たに追加して登録する場合若しくは約款第5条第1項の規定により既に登録されている輸出契約の相手方について契約形態をストックセールスに係る輸出契約に変更する場合、以下の特約を付すものとする。</p>	<p>手方若しくは当該輸出契約の相手方向けの取引について仕向国を新たに追加して登録する場合若しくは約款第5条第1項の規定によりすでに登録されている輸出契約の相手方について契約形態をストックセールスに係る輸出契約に変更する場合、以下の特約を付すものとする。</p>	
<p>(損失等発生通知書の提出時期)</p> <p>第27条 損失等発生通知書の提出時期は、原則として、次の各号による。</p> <p>一 約款第11条第1号のてん補危険の場合にあつては、次条に規定する事故確定日以降に提出する。</p> <p>二 約款第11条第2号又は第3号のてん補危険の場合にあつては、次条に規定する事故確定日以降に提出する。</p>	<p>(損失等発生通知書の提出時期)</p> <p>第27条 損失等発生通知書の提出時期は、原則として、次の各号による。</p> <p>一 約款第11条第1号のてん補危険の場合にあつては、次条に規定する事故発生日以降に提出する。</p> <p>二 約款第11条第2号又は第3号のてん補危険の場合にあつては、次条に規定する事故確定日以降に提出する。</p>	
<p>(事故発生日及び事故確定日)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 約款第11条第3号のてん補危険における事故発生日は、約款第12条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由が発生した日とし、事故確定日は、約款第12条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由によって生ずる輸送費用の増加額を被保険者が新たに負担することとなった日とする。<u>ただし、同一のてん補事由により、複数回にわたって増加額を負担することとなった場合は、複数回のうち最後に増加額を負担することとなった日を事故確定日とするこ</u></p>	<p>(事故発生日及び事故確定日)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 約款第11条第3号のてん補危険における事故発生日は、約款第12条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由が発生した日とし、事故確定日は、約款第12条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由によって生ずる運賃又は保険料の増加額を被保険者が新たに負担することとなった日とする。</p>	

<p><u>とができる。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>	
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和4年7月1日から実施する。</u></p>		
<p>別表（第6条、第13条関係）</p> <p>*1～*2：(略)</p> <p>*3：保険年度中に2回以上格付に変更があり、表中において「設定する」とある場合で<u>既</u>に船積後保険金支払限度額が設定されているときは、当該船積後保険金支払限度額が適用されるものとする。また、この場合において、<u>既</u>に信用事由による代金回収不能のてん補率が50%とされていたときは、信用事由による代金回収不能のてん補率は50%とする。</p> <p>*4：(略)</p> <p>*5：船積後保険金支払限度額を設定せず、信用事由による代金回収不能のてん補率を50%とする。ただし、保険年度中に2回以上格付に変更があり、<u>既</u>に船積後保険金支払限度額が設定されているときは、当該船積後保険金支払限度額が適用されるものとする。また、<u>既</u>に信用事由による代金回収不能のてん補率が50%とされていた場合は、信用事由による代金回収不能のてん補率は50%とする。</p> <p>*6：(略)</p> <p>*7：保険年度中に2回以上格付に変更があり、変更後の格付がE C格又はS C格の場合、<u>既</u>に船積後保険金支払限度額が設定されてい</p>	<p>別表（第6条、第13条関係）</p> <p>*1～*2：(略)</p> <p>*3：保険年度中に2回以上格付に変更があり、表中において「設定する」とある場合で<u>すで</u>に船積後保険金支払限度額が設定されているときは、当該船積後保険金支払限度額が適用されるものとする。また、この場合において、<u>すで</u>に信用事由による代金回収不能のてん補率が50%とされていたときは、信用事由による代金回収不能のてん補率は50%とする。</p> <p>*4：(略)</p> <p>*5：船積後保険金支払限度額を設定せず、信用事由による代金回収不能のてん補率を50%とする。ただし、保険年度中に2回以上格付に変更があり、<u>すで</u>に船積後保険金支払限度額が設定されているときは、当該船積後保険金支払限度額が適用されるものとする。また、<u>すで</u>に信用事由による代金回収不能のてん補率が50%とされていた場合は、信用事由による代金回収不能のてん補率は50%とする。</p> <p>*6：(略)</p> <p>*7：保険年度中に2回以上格付に変更があり、変更後の格付がE C格又はS C格の場合、<u>すで</u>に船積後保険金支払限度額が設定されて</p>	

<p>るときは、当該船積後保険金支払限度額が適用されるものとする。また、この場合において、既に信用事由による代金回収不能のてん補率が50%とされていたときは信用事由による代金回収不能のてん補率は50%とし、てん補率が50%とされていない場合であって変更前の格付がG E格、G A格又はG S格のいずれかであったときは、船積後保険金支払限度額を設定せず信用事由による代金回収不能のてん補率を50%とする。</p> <p>*8：(略)</p>	<p>いるときは、当該船積後保険金支払限度額が適用されるものとする。また、この場合において、すでに信用事由による代金回収不能のてん補率が50%とされていたときは信用事由による代金回収不能のてん補率は50%とし、てん補率が50%とされていない場合であって変更前の格付がG E格、G A格又はG S格のいずれかであったときは、船積後保険金支払限度額を設定せず信用事由による代金回収不能のてん補率を50%とする。</p> <p>*8：(略)</p>	
--	--	--